

新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要綱

平成 17 年 5 月 30 日 制定
平成 17 年 7 月 28 日 一部改正
平成 18 年 11 月 21 日 一部改正
平成 20 年 7 月 24 日 一部改正
平成 20 年 9 月 1 日 一部改正
平成 21 年 4 月 23 日 一部改正
平成 24 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 4 月 24 日 一部改正
平成 31 年 4 月 10 日 一部改正
令和 4 年 3 月 31 日 一部改正

(趣旨)

第 1 知事は、過疎地域等高齢化や若年層の流出によって活力の低下や経済の停滞がみられる地域及び特別豪雪地帯において、創意工夫による自立した地域づくりや、安全・安心なくらしづくりを促進するため、市町村等が行う別表に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準)

第 2 この補助金は、別表に掲げる基準により交付するものとする。

(交付の条件)

第 3 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更（第 6 に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付さ

せることがあること。

- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用又は運営を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

(交付申請書)

第4 規則第3条第1項及び第2項の規定による申請書及び添付書類は、別記第1号様式のとおりとし、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第5 第3の(1)又は(2)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による事業計画変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6 第3の(1)又は(2)に規定する軽微な変更は、別表に定めるとおりとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第7 第3の(3)の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第3号様式による事業中止(廃止)承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第8 第3の(4)の規定により知事の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第9 規則第7条の規定による申請取り下げの期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第10 規則第10条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示したときに、別記第4号様式による状況報告書に別に定める書類を添え、これを知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第 11 規則第 12 条の規定による実績報告書及び添付書類は、別記第 5 号様式のとおりとし、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(取得財産の処分の制限)

第 12 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助事業により取得した価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の支払い)

第 13 補助金は、規則第 13 条の規定による額の確定後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めたときは、交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 市町村長は、前項ただし書きの規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 6 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第 14 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正副 2 部とする。

(雑則)

第 15 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

2 新潟県冬期集落保安要員設置対策費補助金交付要綱(昭和 50 年 8 月 6 日付け雪地第 350 号)、豊かで快適な雪国づくり推進事業費補助金交付要綱(平成 10 年 3 月 31 日付け地政第 526 号)、新潟県過疎地域等自立促進支援事業補助金交付要綱(平成 13 年 4 月 2 日付け地政第 18 号)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 17 年 7 月 28 日から適用する。

2 別表中の安全・安心な情報通信基盤整備事業の移動通信用鉄塔施設整備事業には、補助の対象となる経費欄の規定にかかわらず、平成 17 年度に実施する移動通信用鉄塔施設整備事業(平成 16 年 7 月以前に通信事業者の参画内諾を得た地区に限る)における地方単独事業を含むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 11 月 21 日から適用する。
- 2 別表中の安全・安心な雪国づくり推進事業の克雪コミュニティ形成型施設に係る補助率は、改正後の補助額及び補助率欄の規定にかかわらず、平成 18 年度に実施する新規整備の小型除雪機等の購入については、当該事業に要する経費の 4/10 とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 24 日から適用する。
- 2 十日町地域ニューにいがた里創プラン推進事業補助金（償還費分）交付要綱（平成 11 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 23 日から適用する。
- 2 新・にいがた人応援事業費補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 19 日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 24 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 10 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から適用する。
- 2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、同法附則第 7 条第 1 項及び同法附則第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、激変緩和のために令和 9 年 3 月 31 日まで 6 年間（同法附則第 5 条第 1 項に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和 10 年 3 月 31 日まで 7 年間）の経過措置として、補足事項 3 (4) で掲げる地域に含むものとして取り扱う。この場合において、令和 8 年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和 9 年

度以降（特別特定市町村については、令和9年度予算事業として交付決定した補助金であって、令和10年度以降）に繰り越したものについても同様に取り扱う。

(注) この表における地域及び区域の定義は、以下のとおりであり、総称して「特定地域」という。

1 過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項に基づき公示された市町村の区域をいう。

2 辺地

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地をいう。

3 離島

離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により内閣総理大臣が指定した離島振興対策実施地域をいう。

4 振興山村

山村振興法（昭和 40 年法律 64 号）第 7 条第 1 項の規定により内閣総理大臣が指定した振興山村をいう。

5 特別豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定により内閣総理大臣が指定した特別豪雪地帯をいう。

6 特定農山村地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域をいう。

別表

【安全・安心なくらしづくり事業】

事業種目	補助の対象となる経費	補助額及び補助率	補助対象者	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード）	特別豪雪地帯において、集落における安全・安心な冬期生活を確保するため、市町村が行う克雪コミュニティによる除排雪活動に必要な小型除雪機等の購入に要する経費	当該事業に要する経費の 2/10 以内 補助限度額 一市町村当たり 3,000 千円	市町村	次に掲げる変更以外の変更 事業費の 20%を超える増減。ただし、補助金額に変更のない場合は除く。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の実施地域の変更 2 機械等の設置場所の変更 3 機械等の種類の変更 4 機械等の主要構造の変更

【安全・安心なくらしづくり事業】

事業種目	補助の対象となる経費	補助額及び補助率	補助対象者	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
安全・安心な情報通信基盤整備事業	<p>安全・安心な生活環境を形成するため、新潟県無線システム普及支援事業費補助金又は新潟県情報通信格差是正事業費補助金の採択を受けて市町村が行う以下の事業で、施設・設備の設置及びそれに伴う用地取得費・道路の整備に要する経費</p> <p>1 携帯電話等エリア整備事業</p> <p>2 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業</p> <p>(1) テレビ放送中継施設の設置を行うもの</p> <p>(2) テレビ放送共同受信施設の設置を行うもの</p>	<p>当該事業に要する経費の以下の割合以内</p> <p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1社参画 1/5 ・ 複数社参画 2/15 <p>2 (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域、辺地、離島 1/5 ・ その他の地域 1/8 <p>2 (2) 1/6</p>	市町村	<p>次に掲げる変更以外の変更</p> <p>補助対象経費欄に掲げる区分の相互間における増減で、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%を超える増減</p>	<p>1 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合</p> <p>2 補助目的に変更をもちたらずものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合</p> <p>3 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部の変更である場合</p>

【創意工夫による自立した地域づくり事業】

事業種目	補助の対象となる経費	補助額及び補助率	補助対象者	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
特定地域の元気応援事業（ハード）	特定地域（注）において、地域の活性化に向けたソフト施策の企画・実施を前提とした、廃校舎等既存施設の再活用のための施設再整備事業（工事費、設計費、工事監理費、備品の購入等）の実施に要する経費	当該事業に要する経費の 1/3 以内 補助限度額 一市町村当たり 10,000 千円	市町村	次に掲げる変更以外の変更 事業費の 20% を超える増減。ただし、補助金額の変更のない場合は除く。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の実施地域の変更 2 リニューアルの重要な内容の変更

【創意工夫による自立した地域づくり事業】

事業種目	補助の対象となる経費	補助額及び補助率	補助対象者	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
豊か で 快 適 な 雪 国 づ く り 推 進 事 業	<p>特別豪雪地帯において、地域住民が安心して生活できる生活環境の創造と雪国の特性や地域の創意工夫を生かした豊かで快適な地域環境の創造を促進するため、市町村が行う次の事業に要する経費</p> <p>(区分：生活環境保全型施設)</p> <p>1 克雪用水の取水施設、導水路施設、流末施設又は無散水融雪施設の整備に要する工事費、設計費、工事監理費等</p> <p>2 克雪用水制御施設の整備に要するソフトウェア開発費、工事費、設計費、工事監理費等</p> <p>(区分：生活環境充実型施設)</p> <p>1 クロスカントリースキーコース又は歩くスキーコースの整備に要する工事費、設計費、工事監理費等及び圧雪車、標識等の機械、物品の購入費</p> <p>2 雪上遊び場の整備に要する圧雪車、遊具等の機械、物品の購入費</p> <p>3 土間付体育館又は雪のイベント用貯雪施設の整備に要する工事費、設計費、工事監理費等</p> <p>4 その他知事が適当と認める施設の整備に要する経費</p> <p>(区分：先導的技術・未利用エネルギー活用型施設)</p> <p>1 雪冷房施設、雪冷蔵施設又は未利用エネルギーを活用する消融雪施設の整備に要する工事費、設計費、工事監理費等</p> <p>2 その他知事が適当と認める施設の整備に要する経費</p> <p>注 事務費、用地費及び補償費は、補助対象経費に含まないものとする。</p>	<p>当該事業に要する経費の 4/10 以内</p> <p>補助限度額 一市町村当たり 12,000 千円</p>	市町村	次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更

【交流施設整備費償還金補助事業】

事業 種 目	補助の対象となる経費	補助額及び 補助率	補 助 対 象 者	軽微な変更	
				経費の配分の変 更	事業の内容の変 更
交 流 施 設 整 備 費 償 還 金 補 助 事 業	十日町地域広域市町村圏里 創プラン「妻有郷アートネ ックレス整備構想」に基づ き整備された「十日町ステ ージ越後妻有交流館（キナ ーレ）」に係る地域総合整 備事業債（特別分）（以下 「地総債」という。）の償 還に要する普通交付税算定 における地総債の理論元利 償還金（以下「理論元利償 還金」という。）。ただし、 理論元利償還金の額は、毎 年度事業費補正需要額を財 政力指数に応じた算入率で 除した額とする。	理 論 元 利 償 還 金 から 普 通 交 付 税 に 算 入 さ れ る 額 を 控 除 し た 額 の 2 分 の 1 以 内 。 た だ し 、 普 通 交 付 税 に 算 入 さ れ る 額 は 、 事 業 費 補 正 需 要 額 と す る 。	十 日 町 地 域 広 域 事 務 組 合	—	—

別記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付申請書

年度において、別紙のとおり事業を実施したいので、新潟県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業計画

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 事業種目ごとの事業の目的及び内容 | |
| ・冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード） | } 別紙1のとおり |
| ・安全・安心な情報通信基盤整備事業 | |
| ・特定地域の元気応援事業（ハード） | |
| ・豊かで快適な雪国づくり推進事業 | |
| ・交流施設整備費償還金補助事業 | |
| (2) 事業の内容及び財源の内訳 | 別紙2のとおり |
| (3) 事業収支予算書 | 別紙3のとおり |

2 添付書類

- ・事業実施主体が協議会、NPO 等にあつては、誓約書（別紙4）、当該団体の規約、事業計画書、最近の収支予算書及び決算書等（別紙4の提出がないときは、補助金を交付しない。）
- ・事業実施主体の予算書の抄本（市町村が事業実施主体の場合は予算議決書の抄本）
- ・安全・安心な情報通信基盤整備事業にあつては、新潟県無線システム普及支援事業費補助金交付要綱第4条及び新潟県情報通信格差是正事業費補助金交付要綱第4条に定める申請書の事業概要及び添付資料を添付することとし、上記別紙2及び3は添付を要しない。

別紙1-1【冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード）】

冬期集落安全・安心確保対策事業（ハード）計画（実績）

1 事業実施集落の概要

2 機械等の内容

機械等の名称	構造、仕様等	数量、延長等	備考

3 機械等の管理運営方法

4 機械等整備により期待される効果

添付書類

ア 事業計画

- (ア) 克雪コミュニティ活動計画書（必要記載事項：組織図、活動計画）
- (イ) 小型除雪機等見積書
- (ウ) 事業位置図

イ 事業実績

- (ア) 克雪コミュニティ活動実績報告書
- (イ) 小型除雪機等購入契約書の写し
- (ウ) 検査調書の写し
- (エ) 小型除雪機等の写真
- (オ) 小型除雪機等貸与契約書の写し

別紙 1 - 2 【安全・安心な情報通信基盤整備事業】

安全・安心な情報通信基盤整備事業計画

1 事業の目的及び区分

(1) 補助事業の目的

(2) 事業区分

2 安全・安心な暮らしづくりの基本的方向

(1) 地域の現状と課題

(2) 期待される効果

別紙 1 - 3 【特定地域の元気応援事業（ハード）】

特定地域の元気応援事業（ハード）事業計画（実績）

- 1 既存施設の概要

- 2 整備の具体的内容

- 3 整備後の利用（整備後の施設を活用した地域の活性化に向けたソフト施策の具体的な内容）

- 4 施設の運営に当たっての住民の参加

- 5 期待される事業効果と指標の設定

添付書類

- (1) 事業計画
 - ア 概算設計書、図面
 - イ 工程表
 - ウ 事業位置図
- (2) 事業実績
 - ア 請負契約書の写し
 - イ 購入契約書の写し
 - ウ 検査調書の写し
 - エ 実施設計書
 - オ 施設の写真

別紙1-4【豊かで快適な雪国づくり推進事業】

豊かで快適な雪国づくり推進事業計画（実績）

1 事業実施地域の概要

2 機械・施設等の内容

区分（要綱別表に掲げる区分）	機械・施設等の名称	構造、仕様等	数量、延長等	備考

3 機械・施設等の管理運営方法

4 機械・施設等整備により期待される効果

添付書類

(1) 事業計画

- ア 概算設計書、図面
- イ 工程表
- ウ 事業位置図

(2) 事業実績

- ア 請負契約書の写し
- イ 購入契約書の写し
- ウ 検査調書の写し
- エ 実施設計書

別紙 1 - 5 【交流施設整備費償還金補助事業】

1 交流施設整備費償還金補助事業計画（実績）

（単位：円）

本年度実償還額		財 源	
年 月 日		県 補 助 金	
年 月 日		一 般 財 源	
合 計		合 計	

2 県補助金算出表

（単位：千円）

（参考） 地総債の額	年度 年度 年度
事業費補正需要額＝普通交付税算入額（千円未満四捨五入） ①	
財政力指数に応じた算入率 ②	
理論元利償還金額 ①／②（千円未満四捨五入） ③	
補助金額（③－①）× 1／2（千円未満切り捨て） ④	

添付書類

（1）事業計画

- ア 起債許可書の写し
- イ 借用証書の写し
- ウ 起債償還表の写し
- エ 普通交付税基準財政需要額算定における当該事業費補正需要額算定資料

（2）事業実績

- 支出命令書等の写し

別紙 2

事業の内容及び財源の内訳（実績）

事業種目	事業の内容			事業予定（実施）期間		経費の配分						備考	
	事業主体	地域名	事業内容、事業量及び事業費の内訳	着手予定 年月日 (着手 年月日)	完了予定 年月日 (完了 年月日)	総事業費 (A+B+C +D+E)	(A+B+C +D)	補助対象経費					補助 対象 経 費 (E)
								国補 助金 (A)	県補 助金 (B)	市町 村費 (C)	実施主 体経費 (D)		
合 計													

(注) 1 「事業種目」欄には、別表の事業種目欄に記載されている事業名を記載すること。
 2 「合計」欄には、全ての事業種目の事業費等の合計を記入すること。

別紙3

事業収支予算（決算）書

(単位 円)

1 収入の部

区 分	予算（決算）額	摘要
合 計		

2 支出の部

区 分	予算（決算）額	摘要
合 計		

別記

第2号様式（第5関係）

第 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、
下記理由により事業計画を変更したいので、新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業
補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容 別紙のとおり

（注）別紙は、別記第1号様式の別紙1から別紙3までに準じて作成するものとし、変更
前を上段（ ）書きで、変更後を下段に記入すること。

別記

第3号様式（第7関係）

第 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要綱第7の規定により申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 事業遂行状況
- 3 中止（廃止）後の措置

別記

第4号様式（第10関係）

第 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業遂行状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業の 月
日現在の遂行状況について、新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金交付要
綱第10の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況
- 2 事業の完了予定年月日

別記

第5号様式（第11関係）

第 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業が完了した
ので新潟県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の実績 別紙のとおり

(注) 別紙は、別記第1号様式の別紙1から別紙3までに準じて作成すること。

ただし、安全・安心な情報通信基盤整備事業にあつては、新潟県無線システム普及
支援事業費補助金交付要綱第10条及び新潟県情報通信格差是正事業費補助金交付要
綱第10条に定める実績報告書に準じて作成すること。

別記

第6号様式（第13関係）

第 年 月 日

新潟県知事 様

補助事業者名
代表者職氏名

年度新潟県特定地域の自立・安全を支援する事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

事業 種目	事業費 (A)	交付 決定額 (B)	既 受領額 (C)	今回 請 求 額 (D)	出来高		残高 B - (C+D)	完 了 予 定 年 月 日	備考
					事業費 (E)	$\frac{E}{A}$			
	円	円	円	円	円	%	円		
計									